

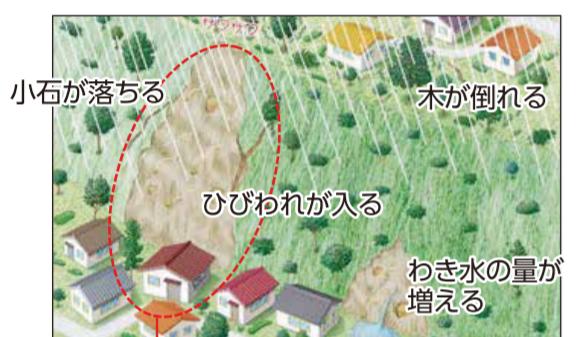
土砂災害情報

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難してください。
日ごろから危険な箇所、避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

土砂災害の種類

がけ崩れ

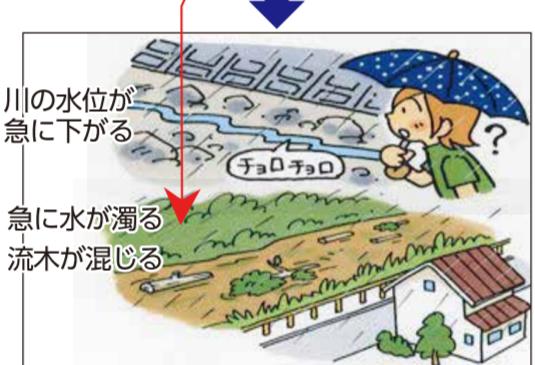
地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。



※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

土石流

山腹・川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畠などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことといいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。

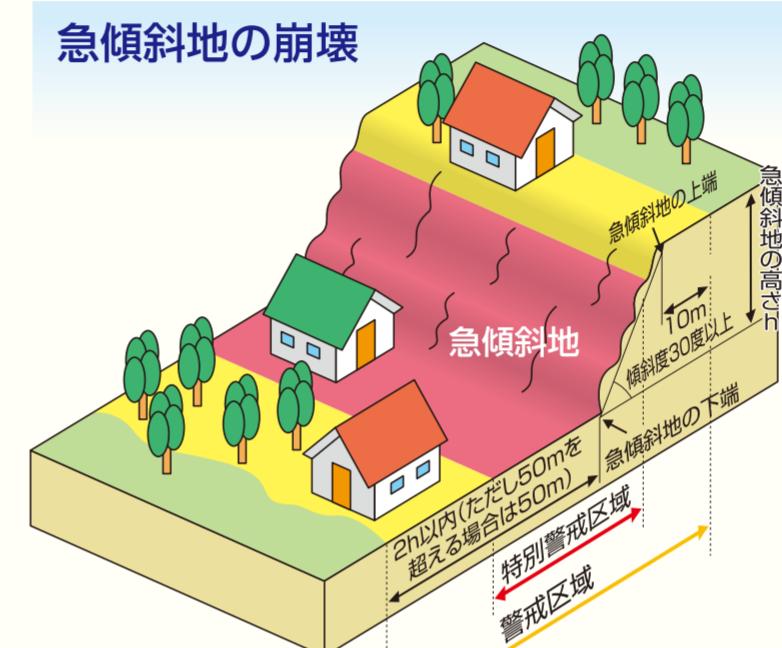


区域の指定

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

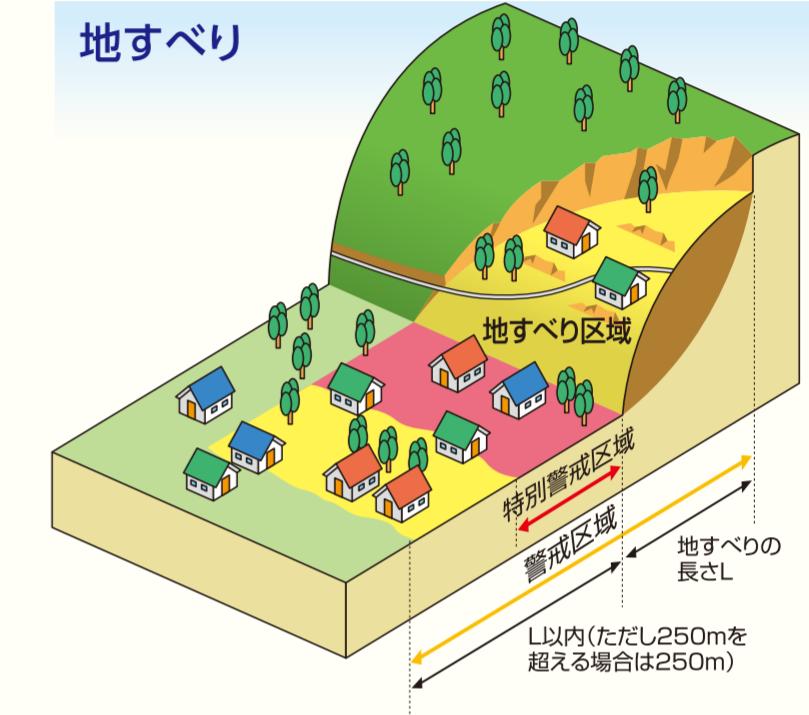
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、町民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

急傾斜地の崩壊



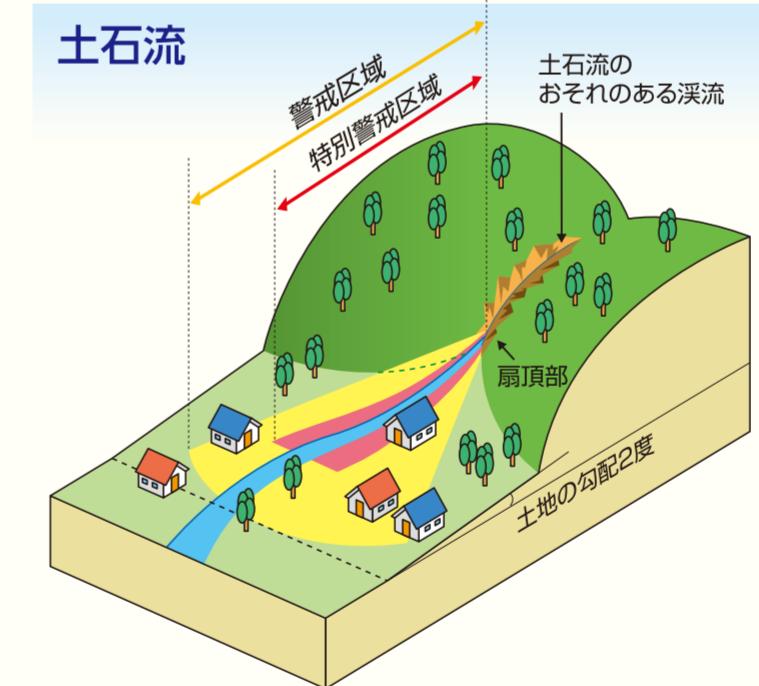
- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

地すべり



- 地すべり区域
(地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域)
- 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土石流



- 土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損傷が生じ町民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

- 急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して町民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損傷を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

注)ただし、地すべりに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地すべりに係る特別警戒区域は地すべり区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、町民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、特に早めの避難が重要です。町からの避難に関

する情報に留意するとともに、土砂災害警戒情報を自主避難の参考にしてください。土砂災害警戒情報が発表されたときは、町内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域を大雨警報（土砂災害）の危険度分布【気象庁HP】や地域別土砂災害危険度【兵庫県HP】でご確認ください。周囲の状況や雨の降り方に注意し、危険を感じたら躊躇することなく自主避難をお願いします。

詳細な区域図や土砂災害特別警戒区域は
兵庫県CGハザードマップにて確認することができます。

※公示図書は以下の場所で確認することができます。

- ・香美町建設課 0796-36-1961（直通）
- ・但馬県民局 新温泉土木事務所 河川砂防課 0796-82-3141（代）